第14回教育委員会会議日程

開催期日　平成31年1月28日（月）
開催時間　15時30分
開催場所　芽室町中央公民館２階図書資料室

開　　会
日程第１　会議録署名委員の指名
日程第２　前会議録の承認
日程第３　教育長の報告
日程第４　報告第３５号　就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
日程第５　報告第３６号　芽室町奨学金貸付の件（非公開）
日程第６　協議案第５号　平成３１年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）

閉　　会

日程第４

報告第３５号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第１９条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

平成３１年１月２８日提出

芽室町教育委員会教育長　武　田　孝　憲

平成30年度就学援助認定総括表（平成31年1月分）

申請世帯	1	世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
町民税非課税世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧（1月分）　（小学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				1		1	2
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合　計	0	0	0	1	0	1	2

（中学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年		計
芽室中学校					0
上美生中学校					0
芽室西中学校					0
合　計	0	0	0		0
				合計	2

（内数）

○児童扶養手当受給認定者数　（小学校）

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

（中学校）

1年	2年	3年		計
				0
				0
				0
0	0	0		0
			合計	0

●準要保護不認定者数一覧（1月分）　（小学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合　計	0	0	0	0	0	0	0

（中学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年		計
芽室中学校					0
上美生中学校					0
芽室西中学校					0
合　計	0	0	0		0
				合計	0

◎要保護認定者数一覧

平成30年度就学援助認定総括表

（平成31年1月10日現在）

申請世帯	217	世帯
認定世帯	180	世帯
要保護世帯	5	世帯
準要保護世帯	175	世帯
経済的困窮世帯	97	世帯
児童扶養手当受給世帯	71	世帯
町民税非課税世帯	6	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
		世帯
不認定世帯	30	世帯
認定廃止世帯	7	世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	217	180	30	5	14.7

◎準要保護認定者数一覧（1月10日現在）　（小学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	8	13	15	21	18	21	96
上美生小学校			1	1	1	2	5
芽室西小学校	7	7	11	7	8	13	53
芽室南小学校		2		2	2	1	7
合　計	15	22	27	31	29	37	161

（中学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年		計
芽室中学校	30	17	19		66
上美生中学校	2	2	1		5
芽室西中学校	15	9	10		34
合　計	47	28	30		105
				合計	266

（内数）

○児童扶養手当受給認定者数　（小学校）

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	5	9	10	9	10	44
		1		1		2
1		5	2	4	5	17
					1	1
2	5	15	12	14	16	64

（中学校）

1年	2年	3年		計
11	6	5		22
1				1
4	2	5		11
16	8	10		34
			合計	98

●準要保護不認定者数一覧（1月10日現在）　（小学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	5	4	4	3	3	21
上美生小学校	1						1
芽室西小学校	1	1	1	2	2	2	9
芽室南小学校							0
合　計	4	6	5	6	5	5	31

（中学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年		計
芽室中学校	4	4	5		13
上美生中学校	1				1
芽室西中学校	0	1	1		2
合　計	5	5	6		16
				合計	47

○町民税非課税世帯

芽室小学校	5年	1	人
芽室西小学校	2年	1	人
芽室南小学校	2年	1	人
	5年	1	人
芽室中学校	1年	1	人
芽室西中学校	1年	1	人
	2年	1	人

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1	人

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	1	人
芽室西小学校	6年	1	人
芽室中学校	3年	2	人
芽室西中学校	3年	1	人
	計	5	人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）
（法律第二十六号）
第一次吉田内閣

第十九条　経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。
（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第１　目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第１９条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第２　援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第２項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第３　認定基準

１　要保護児童生徒

生活保護法第６条第２項に規定する要保護者の児童生徒

２　準要保護児童生徒

（１）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア　生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ　町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ　個人事業税の減免を受けた者

エ　固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ　国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ　国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ　児童扶養手当の支給を受けている者

ク　生活福祉資金の貸付けを受けた者

（２）（１）に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア　生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ　不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ　会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ　年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ　その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

（３）（２）に定める者の認定方法

ア　給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に１．３を乗じて得た額未満とする。

イ　給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に１．３を乗じて得た額未満とする。

ウ　（２）ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を充分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

３　「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第４　認定の取扱

１　認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

（１）教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、４月から開始する。

（２）（１）に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、４月から開始する。

（３）前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

（４）生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

２　認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

（１）町外へ転出したとき

（２）第３に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

（３）申請者から辞退の申出がされたとき

３　認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消すことができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

（１）虚偽の申請であることが判明したとき

（２）申請者から取下の申出がなされたとき

第５　就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第６　委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附　則

１　この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

２　芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成５年４月１日施行）は、廃止する。

附　則

この要領は、決定の日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

（平成２０年４月２５日決定）

附　則

この要領は、決定の日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

（平成２０年８月２２日決定）

附　則

この要領は、決定の日から施行する。（平成２９年１１月３０決定）

日程第５

報告第３６号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第５条第２項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

平成３１年１月２８日提出

芽室町教育委員会教育長　武　田　孝　憲

日程第６

協議案第５号

平成３１年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）

平成３１年度芽室町教育行政執行方針について、協議願います。

平成３１年１月２８日提出

芽室町教育委員会教育長　武　田　孝　憲